

## 長寿医療制度で普通徴収の対象の方へ

# 口座振替が便利です

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料の徴収方法は、年金から天引きさせていただく特別徴収と納付書により金融機関などで納めていただく普通徴収の二種類があります。

このうち、毎月納付書でお支払いいただいている普通徴収の方は、届出により口座振替に切り替えることができます。

口座振替による納付は、金融機関に出かける手間が省け大変便利です。納付忘れを防ぐこともできますので、ぜひともご利用をお勧めします。

### 普通徴収となる方は

- 年度途中に長寿医療制度の対象となる方（七十五歳にされる方）
- 年金収入がない方
- 年間の年金額が十八万円未満の方
- 長寿医療制度の保険料と介護保険料を合算した額が、年金額の二分の一を超える方

### 口座振替の手続き方法

加東市公金取扱金融機関で、口座振替納付依頼書（郵便局以外）あるいは加東市税金等自動

払込利用申込書（郵便局）を出してください。

手続きが完了した翌月から口座振替に切り替わります。

### 加東市公金取扱金融機関

みなと銀行・三井住友銀行・三菱東京UFJ銀行・中兵庫信用金庫・日新信用金庫・姫路信用金庫・兵庫県信用組合・みのり農業協同組合・郵便局

すでに市税などを口座振替で納付されている方へ

長寿医療制度は今年度に創設された新しい制度ですので、すでに市税などについて口座振替の手続きをされている方でも、長寿医療制度での口座振替を希望される場合はあらためて口座振替の手続きを行っていただく必要があります。

問い合わせ

市民生活部保険・医療課  
（滝野庁舎）

☎ 48・3004

## 長寿医療制度加入者のみなさまへ

# 保険料の減免制度のご案内

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）では、次のような場合に保険料を減免する制度が設けられています。

災害により住宅などが損害を受けたとき（災害）

被保険者の属する世帯の収入が著しく減少したとき（所得激減）

世帯の収入が一定基準以下に

なったとき（低所得者）

刑事施設などに拘禁されたことにより療養の給付が一定期間制限されたとき（法第89条）

それぞれの具体的な基準などは左の表のとおりです。

これらの基準に該当される場合は、被保険者証、印鑑、申請理由を証明する書類をご持参のうえ、保険・医療課で申請手続き

きを行ってください。

申請期間は、保険料額決定通知後、申請理由が発生した年度の翌年度の六月末日までです。

問い合わせ

市民生活部保険・医療課  
（滝野庁舎）

☎ 48・3004

### 減免の対象となる場合

	条件など
災害	風水害、火災などの災害により、被保険者または世帯主の住宅などが2割以上の損害を受けたとき
所得激減	被保険者が、3か月以上にわたって休廃業、休職、失業（ア）したことにより、本年の世帯の所得見込額が前年の世帯の所得より5割以上減少するとき
	被保険者が営む事業において、著しい損失を受けたこと（イ）により、本年の世帯の所得見込額が前年の世帯の所得より5割以上減少するとき
	被保険者が重度の心身障害者となった、または3か月以上（ウ）上の長期入院をしたことにより、本年の世帯の所得見込額が前年の世帯の所得より5割以上減少するとき
低所得者	上記（ア）～（ウ）の要件に該当する場合であって、なおかつ、本年の世帯の所得見込額が2割軽減基準額以下となる時（すでに2割軽減を受けている被保険者は該当しません）
法第89条	死亡、離婚などの事由により、本年の世帯の所得見込額が2割軽減基準額以下となる時（すでに2割軽減を受けている被保険者は該当しません）
	刑事施設などに拘禁されたことにより、被保険者本人の療養の給付が1か月以上制限されたとき

所得激減と低所得者については、世帯の前年の所得の合計額が600万円以下の場合に限ります。表中の所得とは、保険料額決定通知書に記載された「賦課のもととなる所得金額」を指します。「2割軽減基準額」とは、「基礎控除額(33万円)+35万円×その世帯に属する被保険者の数」で求めた金額です。